

令和 8 年度の市民税・県民税は、令和 8 年 1 月 1 日にみどり市に住民登録のある人に対して、令和 7 年分（令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の所得を基にして課税されます。

パート、アルバイト収入の人も源泉徴収票又は給与明細書等を添えて、必ず申告してください。

また、所得のない人も申告してください。

この手引きを読んでいただき、必ず期限までに申告をお願いいたします。

### ◆ 申告書を提出しないと

- ① 所得や課税に関する証明書（保育園の入所・幼稚園の補助金・公営住宅の入居・ローンの借り入れ等に使用）の発行ができません。また、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が適正に算出されず、軽減判定の対象者にもなれません。
- ② 障害者控除や寡婦・ひとり親控除などの対象になる人は、申告をしないと翌年度の市民税・県民税が課税されてしまうことがあります。  
参考・・・地方税法第 295 条第 1 項第 2 号の規定により、障害者・寡婦・ひとり親・未成年者で前年の合計所得金額が 135 万円以下である人は、市民税・県民税が非課税となります。

### ◆ 申告が不要な人

市民税・県民税の申告は、令和 8 年 1 月 1 日にみどり市に住民登録のある人が対象です。

ただし、次のいずれかに該当する人は申告する必要はありません。

- ① 税務署へ所得税の確定申告書を提出する人
- ② 令和 7 年中の収入が給与収入だけで、勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人  
※市に提出されているか不明な人は、勤務先に確認してください。
- ③ みどり市在住のどなたかの控除対象配偶者・扶養になっている人  
※扶養や奨学金などの確認に非課税証明書ではなく、所得課税証明書が必要となる場合があります。所得課税証明書が必要な人は申告をする必要があります。
- ④ 専従者給与収入だけで、給与支払報告書が市に提出されている人
- ⑤ 令和 7 年中の収入が公的年金収入（400 万円以下）だけで、源泉徴収票の控除以外に追加控除する必要がない人  
※源泉徴収票で配偶者控除などの控除が漏れてしまっている場合は申告してください。  
※源泉徴収票で控除されていない医療費・生命保険料その他各種控除を追加することで市民税・県民税が減額になる場合があります。

### ◆ 所得がなかった人や、非課税所得があった人

主に扶養親族になっている人、遺族年金や障害年金、雇用保険等を受給している人、学生で無収入の人、預貯金等で生活していた人が該当します。

所得課税証明の発行、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定や軽減判定に必要なため、申告書を提出されることをお勧めします。また、扶養や奨学金などの確認に非課税証明書ではなく所得課税証明書などが必要となることがあるようです。証明書が必要な人は、必ず申告をしてください。

### ◆ 申告期間 2月12日(木)～3月16日(月)（原則土・日曜日、祝日は除く）

詳しくは 12 ページをご覧ください。日時や会場をよく確認してからお越しください。

なお、申告書は郵送でも提出できます。郵送する場合は、申告書の「氏名」と「電話番号」が記入してあることを再度確認し、申告日程期限までに送付してください。

また、個人番号（マイナンバー）記載の申告書を郵送する場合には、2 ページの「◆申告のときにお持ちいただくもの」の「(1)申告者の個人番号（マイナンバー）の確認書類」の①～③のいずれかの写しを同封してください。

送付先

〒379-2395 みどり市笠懸町鹿2952番地  
みどり市役所 税務課 市民税係

## ◆ 申告書等の用紙について

事前に申告書等の用紙が必要な場合は、各庁舎・支所の窓口（笠懸庁舎税務課、大間々庁舎市民課、東支所東市民生活課）に用意してありますので、ご利用ください。

また、本市ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

## ◆ 申告のときにお持ちいただくもの

以下のものを忘れずにお持ちください。書類がそろわないと受け付けできないことがあります。

### (1) 申告者の個人番号（マイナンバー）の確認書類

以下の①～③のうちいずれかの原本を持参してください。

①「申告者の個人番号（マイナンバー）カード」

②「申告者の個人番号（マイナンバー）通知カード」と「申告者の顔写真入りの身分確認書類（\*1）」

※通知カードは現在の氏名、住所等が記載されているものに限りです。

③「申告者のマイナンバー記載の住民票」と「申告者の顔写真入りの身分確認書類（\*1）」

（\*1）顔写真入りの身分確認書類は運転免許証、パスポート（旅券）、在留カード など

顔写真のない健康保健証でも可

※申告会場でコピーを必要とする場合にはコピー代を徴収いたします。

### (2) 令和7年分源泉徴収票原本（年金・恩給を含む）

※コピーは不可です。年金の場合は、支払通知書と間違えないように注意してください。

### (3) 事業（営業・農業・不動産）収入がある人は、収支内訳書とそのほかの帳簿類

※収支内訳書は、各庁舎・支所の窓口にて用意してあります。また、本市ホームページからダウンロードできます。手引きの記載方法をご確認いただき、必ず事前に作成して来てください。

### (4) 令和7年中に支払った生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料や地震保険料などの控除証明書（原本）

### (5) 令和7年中に支払った国民健康保険税・国民年金保険料・小規模企業共済掛金等の領収書（原本）

### (6) 医療費控除を受けようとする人は、記載済みの医療費控除の明細書

※医療費の明細書は、各庁舎・支所の窓口にて用意してあります。また、本市ホームページからダウンロードできます。明細書裏面の記載方法をご確認いただき、必ず事前に作成して来てください。

### (7) セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受けようとする人は、記載済みのセルフメディケーション税制の明細書と一定の取組を証明する書類

※セルフメディケーション税制の明細書は、各庁舎・支所の窓口にて用意してあります。また、本市ホームページからダウンロードできます。明細書裏面の記載方法をご確認いただき、必ず事前に作成して来てください。

※医療費控除またはセルフメディケーション税制はどちらか一方を選択して適用を受けます。

### (8) 勤労学生控除を受けようとする人は、在学証明書などの証明書

### (9) 障害者控除を受けようとする人は、障害者手帳または証明書

※要介護認定者は、障害者控除対象者認定書（笠懸庁舎市民課笠懸市民サービス係、大間々庁舎介護高齢課、東支所東市民生活課にて申請手続き）が必要です。

### (10) 所得税が還付になる人は、申告者名義の銀行口座（銀行名・支店名・当座普通別・口座番号）の分かるもの

## ◆ 市民税・県民税の税率

◎所得割税率 市民税6% 県民税4%

◎均等割額 令和6年度より均等割額が次のように変更になりました。

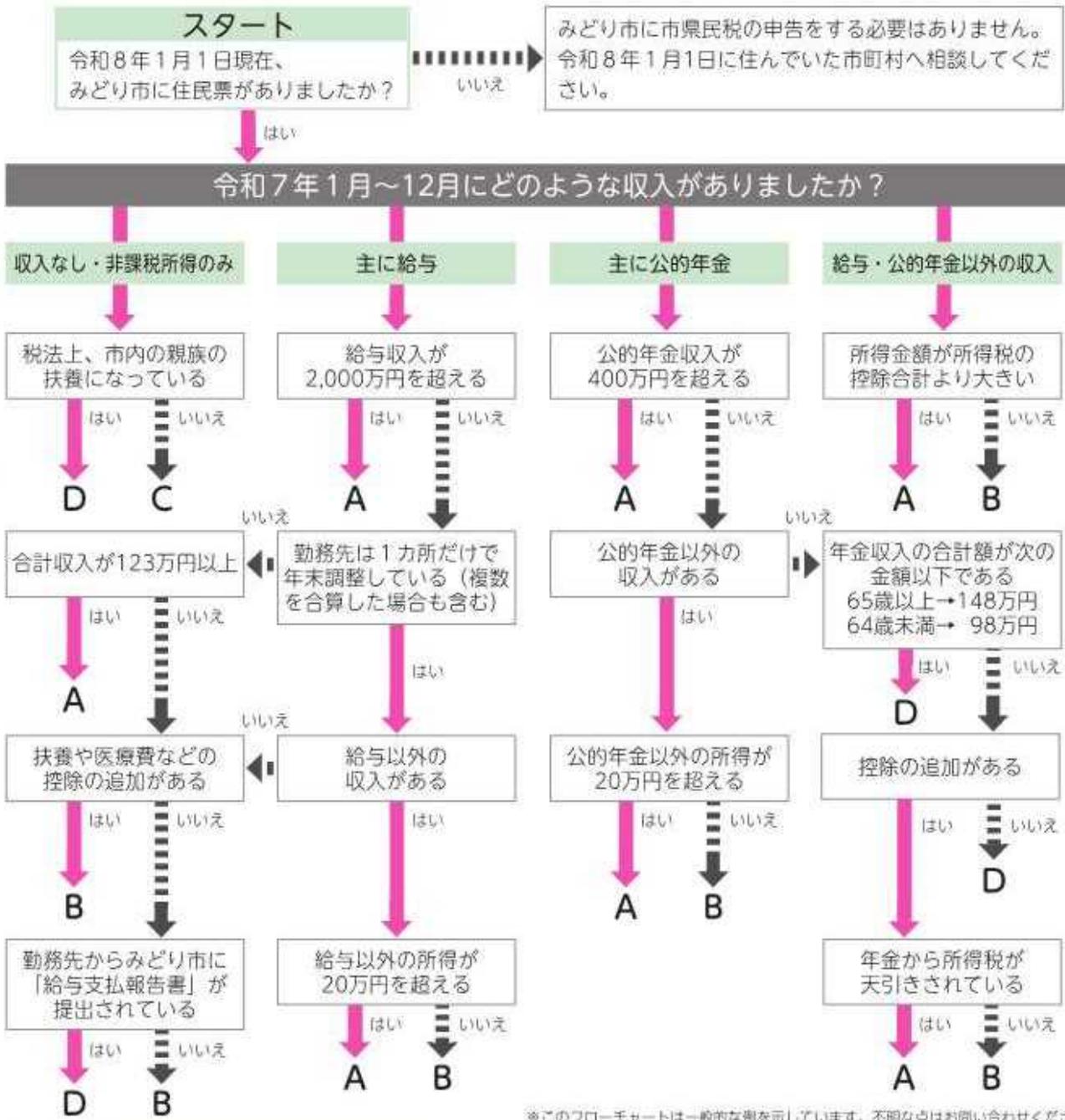
区分	市民税	県民税	国税	合計	課税期間
①上乗せ前の均等割税額	3,000円	1,000円	なし	4,000円	—
②ぐんま緑の県民税※注1	なし	700円	なし	700円	令和6年度～令和10年度 (令和6年度から5年間延長)
③森林環境税 ※注2	なし	なし	1,000円	1,000円	令和6年度～
合計 (①+②+③)	3,000円	1,700円	1,000円	5,700円	令和6年度～

※注1 ぐんま緑の県民税について詳しく知りたい人は群馬県ホームページをご覧ください。群馬県総務部税務課（電話027-226-2196）又は群馬県環境森林部林政課（電話027-226-3211）にお問合せください。

※注2 温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図る森林整備等に必要な財源を確保するための税金です。

◆申告が必要かどうかのフローチャート

■ 申告が必要かフローチャートで確認しましょう



※このフローチャートは一般的な例を示しています。不明な点はお問い合わせください。

判定結果	A	所得税の確定申告が必要です。	所得税の確定申告書を提出すれば、市県民税の申告は不要です。確定申告書第二表の「住民税・事業所税に関する事項」欄に該当する事項・金額がある場合は、必ず記入してください。
	B	市県民税の申告が必要です。	所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受けたい場合は、所得税の確定申告が必要です（7ページをご覧ください）。
	C	市県民税の申告が必要な場合があります。	所得・税金に関する証明書を取る場合は市県民税の申告が必要です。
	D	所得税の確定申告および市県民税の申告は必要ありません。	所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受ける場合や年末調整・扶養親族等申告書で申告したものの以外の控除を受ける場合は、確定申告が必要です。特に、年金所得の源泉徴収票に記載されていない、または年金特徴されていない保険料の控除を利用する場合は申告が必要です。

## 住民税に係る今年のおもな改正点

### ①給与所得控除の最低保証額が引上げ

令和7年分から給与所得控除の最低保証額が55万円→65万円へ変わります。

給与収入

-

給与所得控除

=

給与所得

55万円→65万円

### ②特定親族特別控除の創設

特定親族（令和7年12月31日時点で19～22歳）について、合計所得が58万円を超え扶養控除の対象外となる場合でも、特定親族特別控除が受けられます。

	特定親族の 合計所得	年収	所得控除の額
特定扶養親族	58万円以下	123万円以下	63万円
特定親族 特別控除	85万円以下	150万円以下	
	90万円以下	155万円以下	61万円
	95万円以下	160万円以下	51万円
	100万円以下	165万円以下	41万円
	105万円以下	170万円以下	31万円
	110万円以下	175万円以下	21万円
	115万円以下	180万円以下	11万円
	120万円以下	185万円以下	6万円
	123万円以下	188万円以下	3万円

〈記入例〉

申告書様式

- ① に住所、氏名、フリガナ、生年月日、電話番号等を記入してください。
- ② に収入金額を記入してください。③に所得金額を記入してください。所得の算出方法は、7ページ以降をご覧ください。
- ④ に所得から差し引かれる金額の内訳を記入し、⑤に算出した控除額を記入してください。

(表面)

令和8年度 市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書

提出年月日		現住所	みどり市笠懸町鹿2952番地	行政区番号	
年	月	フリガナ	ミドリ タロウ	世帯番号	
日		氏名	みどり 太郎	宛名番号	
		生年月日	昭和26.1.1	業種又は職業	
		世帯主の氏名	みどり 太郎	電話番号	0277-76-2111
		続柄	本人	個人番号	012345678901

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
	源泉より	120,000		
	任意継続保険	250,000		
	国民保険	176,000		
	合計			546,000
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	120,000
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	100,000
	介護医療保険料の計	70,000		
	合計			300,000
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	10,000	旧長期損害保険料の計	30,000
⑯～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除	
	⑲ <input type="checkbox"/> 障害者控除			
⑳ 障害者控除	1 氏名		障害の程度	
	2 氏名		障害の程度	
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名	みどり 花子	配偶者の合計所得金額	350,000
	個人番号	123456789012		
㉓～㉕ 扶養控除・特定親族特別控除	1 氏名	みどり ヨネ	生年月日	昭和18.8.9
	2 氏名		生年月日	
	3 氏名		生年月日	
	4 氏名		生年月日	
	同居・別居の区分	同居	続柄	母
	控除額			45

当該親族等が特定親族である場合には、「寄親」欄に○を記入してください。

1 6歳未満の扶養親族	1 氏名		生年月日		同居・別居の区分	続柄
	2 氏名		生年月日		同居・別居の区分	続柄
	3 氏名		生年月日		同居・別居の区分	続柄

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

㉖ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉗ 医療費控除	支払った医療費等	330,000	保険金などで補填される金額
			120,000

1 収入金額等	事業	営業等	ア	650,000
		農業	イ	
		不動産	ウ	120,000
		利子	エ	
		配当	カ	2,300,000
		給与	キ	1,300,000
		公的年金等	ク	
		雑収入	ケ	
		その他	コ	
		短期	カ	
		長期	サ	
		一時	シ	
2 所得金額	事業	営業等	①	180,000
		農業	②	
		不動産	③	100,000
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	1,430,000
		公的年金等	⑦	200,000
		雑収入	⑧	
		その他	⑨	
		合計	⑩	200,000
		総合譲渡・一時	⑪	
		合計	⑫	1,910,000
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	546,000	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮		
	地震保険料控除	⑯	70,000	
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑲	10,000	
	勤労学生、障害者控除	⑳～㉒		
	配偶者(特別)控除	㉑	330,000	
	扶養控除	㉓	450,000	
	特定親族特別控除	㉔		
	基礎控除	㉕	430,000	
	⑬から㉕までの計	㉖	1,836,000	
	雑損控除	㉗		
	医療費控除	㉘	114,500	
	合計	㉙	1,950,500	

セルフメディケーション税制を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)  
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。



## 市民税・県民税の計算方法

市民税・県民税税率や均等割額については2ページを参照してください

$$\text{所得金額} - \text{所得控除額} = \text{※課税総所得金額(千円未満切捨)}$$

$$\text{※課税総所得金額} \times \left. \begin{array}{l} \text{市民税税率} = \text{市民税所得割額(百円未満切捨)} \\ \text{県民税税率} = \text{県民税所得割額(百円未満切捨)} \end{array} \right\} + \text{均等割額(市・県・国)} = \text{年税額}$$

あなたからの申告が年税額計算の基礎資料となります

## ◆ 表面の記載方法

### 1. 収入金額 及び 2. 所得金額

収入金額とは…1年間の収入金額です。

所得金額とは…1年間の収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

収入種類	内 容				
ア 営業等	販売業、製造業、卸売業、飲食業、その他サービス業、医師、外交員、大工等の所得 ※裏面8も記入してください。				
イ 農業	農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜その他の生産から生ずる所得 ※裏面8も記入してください。				
ウ 不動産	家賃、地代、駐車場、土地や家屋の権利金等による所得 ※裏面9も記入してください。				
エ 利子	預貯金の利子などの所得（ただし源泉分離課税されたものは申告不要）				
オ 配当	株式配当・剰余金の分配（出資に係るものに限る）などの所得				
カ 給与	給与（専従者を含む）、賃金、賞与などによる所得 ◎給与所得の算出一覧表（円未満切捨）				
	給与収入の合計額（円）	給与所得金額			
	～650,999	0円			
	651,000～1,899,999	給与収入－65万円			
	1,900,000～3,599,999	A×2.8－8万円			
	3,600,000～6,599,999	A×3.2－44万円			
	6,600,000～8,499,999	給与収入×0.9－110万円			
	8,500,000～	給与収入－195万円			
	※A＝給与収入÷4（1,000円未満切捨）				
キ 雑	公的年金等（国民年金、厚生年金、恩給による所得） ◎公的年金等所得額計算表				
	受給者の年齢	公的年金等の収入金額（B）	公的年金以外の所得に係る合計所得金額		
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
	65歳以上	330万円以下	B－110万円	B－100万円	B－90万円
		330万円超410万円	B×0.75－27万5千円	B×0.75－17万5千円	B×0.75－7万5千円
		410万円超770万円	B×0.85－68万5千円	B×0.85－58万5千円	B×0.85－48万5千円
		770万円超1,000万円	B×0.95－145万5千円	B×0.95－135万5千円	B×0.95－125万5千円
	65歳未満	1,000万円超	B－195万5千円	B－185万5千円	B－175万5千円
		130万円以下	B－60万円	B－50万円	B－40万円
		130万円超410万円	B×0.75－27万5千円	B×0.75－17万5千円	B×0.75－7万5千円
		410万円超770万円	B×0.85－68万5千円	B×0.85－58万5千円	B×0.85－48万5千円
	ク 業務	原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した副収入による所得			
ケ その他（公的年金等、業務以外） 生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金などの上記以外のものによる所得					
コ、サ シ 譲渡・一時	総合譲渡…分離課税以外の資産（機械、船舶、車両など）の譲渡収入				
	一時…生命保険、損害保険等の一時金及び満期戻金、賞金、懸賞当選金、競輪、競馬等の払戻金等、一時的な収入の合計 ※特別控除は50万円です。				

### 3. 所得から差し引かれる金額に関する事項

所得から差し引かれる金額を**所得控除額**といい、所得控除には次のような種類があります。

控除の種類	内 容																														
⑬ 社会保険料	あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族のために国民健康保険税・介護保険料・国民年金保険料などを支払った場合、その支払金額が控除されます。 ※支払額の領収書又は控除証明書の添付が提示が必要です。※年金天引きされている保険料は本人しか控除できません。※口座振替で支払った保険料は口座名義人しか控除できません。																														
⑭ 小規模企業共済等掛金	小規模企業共済や心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合、その支払った金額が控除されます。 ※支払額等の証明書の添付が提示が必要です。																														
⑮ 生命保険料	<p>一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料を支払った場合に受けられる控除です。生命保険料控除額は次の計算によって算出したそれぞれの保険料の控除額を合計した金額です。 ※支払額等の証明書の添付が提示が必要です。</p> <p><b>◎生命保険料・個人年金保険料控除額計算表</b></p> <p>・旧生命：平成23年12月31日以前契約の一般生命保険料・個人年金保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額（円）</th> <th>控除額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般の生命保険料、 又は個人年金保険料だけ 支払った場合</td> <td>15,000 まで</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>15,001～40,000</td> <td>支払った保険料×0.5+7,500</td> </tr> <tr> <td>40,001～70,000</td> <td>支払った保険料×0.25+17,500</td> </tr> <tr> <td>70,001 以上</td> <td>35,000</td> </tr> <tr> <td>両方を支払った場合</td> <td colspan="2">一般生命保険料控除額+個人年金保険料控除額 ※限度額 70,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・新生命：平成24年1月1日以降契約の一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額（円）</th> <th>控除額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般の生命保険料、 又は介護医療保険料、又 は個人年金保険料だけ 支払った場合</td> <td>12,000 まで</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>12,001～32,000</td> <td>支払った保険料×0.5+6,000</td> </tr> <tr> <td>32,001～56,000</td> <td>支払った保険料×0.25+14,000</td> </tr> <tr> <td>56,000 以上</td> <td>28,000</td> </tr> <tr> <td>それぞれ支払った場合</td> <td colspan="2">一般生命保険料控除額+介護医療保険料控除額+個人年金保険料控除額 ※限度額 70,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	保険料の区分	支払った保険料の金額（円）	控除額（円）	一般の生命保険料、 又は個人年金保険料だけ 支払った場合	15,000 まで	全 額	15,001～40,000	支払った保険料×0.5+7,500	40,001～70,000	支払った保険料×0.25+17,500	70,001 以上	35,000	両方を支払った場合	一般生命保険料控除額+個人年金保険料控除額 ※限度額 70,000 円		保険料の区分	支払った保険料の金額（円）	控除額（円）	一般の生命保険料、 又は介護医療保険料、又 は個人年金保険料だけ 支払った場合	12,000 まで	全 額	12,001～32,000	支払った保険料×0.5+6,000	32,001～56,000	支払った保険料×0.25+14,000	56,000 以上	28,000	それぞれ支払った場合	一般生命保険料控除額+介護医療保険料控除額+個人年金保険料控除額 ※限度額 70,000 円	
保険料の区分	支払った保険料の金額（円）	控除額（円）																													
一般の生命保険料、 又は個人年金保険料だけ 支払った場合	15,000 まで	全 額																													
	15,001～40,000	支払った保険料×0.5+7,500																													
	40,001～70,000	支払った保険料×0.25+17,500																													
	70,001 以上	35,000																													
両方を支払った場合	一般生命保険料控除額+個人年金保険料控除額 ※限度額 70,000 円																														
保険料の区分	支払った保険料の金額（円）	控除額（円）																													
一般の生命保険料、 又は介護医療保険料、又 は個人年金保険料だけ 支払った場合	12,000 まで	全 額																													
	12,001～32,000	支払った保険料×0.5+6,000																													
	32,001～56,000	支払った保険料×0.25+14,000																													
	56,000 以上	28,000																													
それぞれ支払った場合	一般生命保険料控除額+介護医療保険料控除額+個人年金保険料控除額 ※限度額 70,000 円																														
⑯ 地震保険料	<p>地震保険料・旧長期損害保険料（期間10年以上、満期返戻金有）を支払った場合に控除を受けられます。地震保険料控除額は、下の計算表で求めた控除額です。 ※支払額等の証明書の添付が提示が必要です。</p> <p><b>◎地震保険料控除額計算表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約の区分</th> <th>支払った損害保険料の金額（円）</th> <th>控 除 額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険契約</td> <td>うち地震保険分が50,000 まで</td> <td>地震保険料控除額×0.5</td> </tr> <tr> <td>50,001 以上</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期損害保険契約 H18 年 12 月 31 日までに締結し以 後契約変更していないもの</td> <td>5,000</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>5,001～15,000</td> <td>支払った保険料×0.5+2,500</td> </tr> <tr> <td>15,001 以上</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>両方を支払った場合</td> <td colspan="2">地震控除額+旧長期控除額 ※限度額 25,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	契約の区分	支払った損害保険料の金額（円）	控 除 額（円）	地震保険契約	うち地震保険分が50,000 まで	地震保険料控除額×0.5	50,001 以上	25,000	旧長期損害保険契約 H18 年 12 月 31 日までに締結し以 後契約変更していないもの	5,000	全 額	5,001～15,000	支払った保険料×0.5+2,500	15,001 以上	10,000	両方を支払った場合	地震控除額+旧長期控除額 ※限度額 25,000 円													
契約の区分	支払った損害保険料の金額（円）	控 除 額（円）																													
地震保険契約	うち地震保険分が50,000 まで	地震保険料控除額×0.5																													
	50,001 以上	25,000																													
旧長期損害保険契約 H18 年 12 月 31 日までに締結し以 後契約変更していないもの	5,000	全 額																													
	5,001～15,000	支払った保険料×0.5+2,500																													
	15,001 以上	10,000																													
両方を支払った場合	地震控除額+旧長期控除額 ※限度額 25,000 円																														
⑰ 寡 婦 ⑱ ひとり親	<p>次の事項に該当する場合控除が受けられます。⑰の□にチェックをし、カッコ内の当てはまる□にもチェックをしてください。</p> <p><b>寡婦控除 控除額 26万円</b></p> <p>1. 夫と離婚した後再婚していない人で次のア～ウに該当する人</p> <p>ア 子以外の扶養親族がいること</p> <p>イ 合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>ウ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと</p> <p>2. 夫と死別した後再婚をしていない人、夫の生死が明らかでない人で上記イとウに該当する人</p> <hr/> <p>次の事項に該当する場合控除が受けられます。⑱の□にチェックをしてください。</p> <p><b>ひとり親控除 控除額 30万円</b></p> <p>現在婚姻をしていない人、配偶者の生死が明らかでない人で次のア～ウに該当する人</p> <p>ア 生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下）がいること</p> <p>イ 合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>ウ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと</p>																														

⑱ 勤労学生	<p><b>勤労学生控除 控除額 26万円</b>          大学や高校などの学生や生徒で、前年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の人が受けられる控除です。□にチェックをして、学校名を記入してください。          ※勤労学生認定者は『在学証明書などの証明書』の添付が必要です。</p>																																											
	<p><b>障害者控除</b>：あなたやあなたの同一生計配偶者・扶養親族で身体障害者手帳、戦傷病者手帳や厚生労働大臣又は県知事、市町村長からの証明書の交付を受けている場合に受けられる控除です。          なお、障害者控除は、16歳未満の年少扶養親族でも対象となります。控除対象となる人の氏名と障害の程度を記入してください。          ※同一生計配偶者のうち控除対象配偶者に該当しない場合も、㉑～㉒欄に配偶者の氏名、生年月日、合計所得を記入し、□にチェックしてください。          ※障害者手帳等の提示が必要です。</p> <p><b>【障害者控除対照表】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の種類</th> <th>特別障害者控除</th> <th>普通障害者控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被爆</td> <td>全て該当</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>戦傷</td> <td>特別～第3項症</td> <td>第4項症以下</td> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td>A1・A2・A3</td> <td>B1・B2</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td>1級</td> <td>2級以下</td> </tr> <tr> <td>身体障害</td> <td>1級・2級</td> <td>3級以下</td> </tr> <tr> <td>要介護(※)</td> <td>要介護4・5</td> <td>要介護1～3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※要介護認定者は上記の判定に加え、以下の状況に該当する必要があります。          また、市が発行する『障害者控除対象者認定書』の提示が必要です。  <input type="checkbox"/> <u>障害者手帳等の交付を受けていない人</u>で年齢<u>65歳以上</u>  <input type="checkbox"/> 要介護認定調査において、障害老人の日常生活自立度が <u>A1以上</u>、          または痴ほう性老人の日常生活自立度が <u>IIa以上</u></p> <p>控除額 一般の障害者・・・26万円          特別障害者・・・30万円          同居特別障害者・・・53万円</p>	障害の種類	特別障害者控除	普通障害者控除	被爆	全て該当	-	戦傷	特別～第3項症	第4項症以下	知的障害	A1・A2・A3	B1・B2	精神障害	1級	2級以下	身体障害	1級・2級	3級以下	要介護(※)	要介護4・5	要介護1～3																						
障害の種類	特別障害者控除	普通障害者控除																																										
被爆	全て該当	-																																										
戦傷	特別～第3項症	第4項症以下																																										
知的障害	A1・A2・A3	B1・B2																																										
精神障害	1級	2級以下																																										
身体障害	1級・2級	3級以下																																										
要介護(※)	要介護4・5	要介護1～3																																										
⑲ 配偶者	<p>あなたが控除対象配偶者を有する場合、あなたの令和7年分の合計所得金額に応じて下記のとおり控除を受けることができます。配偶者の氏名、生年月日、合計所得を記入してください。</p> <p><b>控除対象配偶者とは</b>・・・同一生計配偶者(次の①～③いずれにも該当する者)のうち、あなたの合計所得が1,000万円以下の場合の配偶者(※内縁は含みません)。          ①令和7年12月31日現在(年途中で死亡した人はその死亡の日現在)、あなたと生計を一にする配偶者である。②青色・白色専従者に該当しない。③配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円以下である。</p> <p><b>◎控除額</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">配偶者の年齢</th> <th>70歳未満</th> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <th>70歳以上</th> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>			あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の年齢	70歳未満	33万円	22万円	11万円	70歳以上	38万円	26万円	13万円																										
				あなたの合計所得金額																																								
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																								
配偶者の年齢	70歳未満	33万円	22万円	11万円																																								
	70歳以上	38万円	26万円	13万円																																								
⑳ 配偶者特別	<p>あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合受けられる控除です。配偶者の氏名、生年月日、合計所得を記入してください。          ※内縁は含みません。 ※青色・白色事業専従者は含みません。</p> <p><b>◎配偶者特別控除額換算表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額(円)</th> <th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万超 95万以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万超 100万以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万超 105万以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万超 110万以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万超 115万以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万超 120万以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万超 125万以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万超 130万以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万超 133万以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額(円)	納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	58万超 95万以下	33万円	22万円	11万円	95万超 100万以下	33万円	22万円	11万円	100万超 105万以下	31万円	21万円	11万円	105万超 110万以下	26万円	18万円	9万円	110万超 115万以下	21万円	14万円	7万円	115万超 120万以下	16万円	11万円	6万円	120万超 125万以下	11万円	8万円	4万円	125万超 130万以下	6万円	4万円	2万円	130万超 133万以下	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額(円)	納税者本人の合計所得金額																																											
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																									
58万超 95万以下	33万円	22万円	11万円																																									
95万超 100万以下	33万円	22万円	11万円																																									
100万超 105万以下	31万円	21万円	11万円																																									
105万超 110万以下	26万円	18万円	9万円																																									
110万超 115万以下	21万円	14万円	7万円																																									
115万超 120万以下	16万円	11万円	6万円																																									
120万超 125万以下	11万円	8万円	4万円																																									
125万超 130万以下	6万円	4万円	2万円																																									
130万超 133万以下	3万円	2万円	1万円																																									

<p>㉓ 扶 養</p>	<p>令和7年12月31日現在（年の途中で死亡した人は、その死亡の日現在）、あなたと生計を一にする親族で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の人。氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄、控除額を記入してください。16歳未満の年少扶養親族がいる場合控除額はありませんが、市民税・県民税の算定に用いられるため、申告書に氏名・生年月日を記載してください。</p> <p><b>控除額</b></p> <p>一般扶養親族（16歳～18歳、23歳～69歳）・・・33万円</p> <p>特定扶養親族（19歳～22歳）・・・45万円</p> <p>老人扶養親族（70歳以上）・・・38万円</p> <p>同居老親等扶養親族（70歳以上）・・・45万円</p>																				
<p>㉔ 特定親族特別</p>	<p>特定扶養親族の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合受けられる控除です。 ※青色・白色事業専従者は含みません。</p> <p>◎特定親族特別控除額換算表</p> <table border="1" data-bbox="352 506 932 898"> <thead> <tr> <th>特定親族の合計所得金額 (円)</th> <th>控除額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>58万超85万以下</td><td>63万円</td></tr> <tr><td>90万以下</td><td>61万円</td></tr> <tr><td>95万以下</td><td>51万円</td></tr> <tr><td>100万以下</td><td>41万円</td></tr> <tr><td>105万以下</td><td>31万円</td></tr> <tr><td>110万以下</td><td>21万円</td></tr> <tr><td>115万以下</td><td>11万円</td></tr> <tr><td>120万以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>123万以下</td><td>3万円</td></tr> </tbody> </table>	特定親族の合計所得金額 (円)	控除額 (円)	58万超85万以下	63万円	90万以下	61万円	95万以下	51万円	100万以下	41万円	105万以下	31万円	110万以下	21万円	115万以下	11万円	120万以下	6万円	123万以下	3万円
特定親族の合計所得金額 (円)	控除額 (円)																				
58万超85万以下	63万円																				
90万以下	61万円																				
95万以下	51万円																				
100万以下	41万円																				
105万以下	31万円																				
110万以下	21万円																				
115万以下	11万円																				
120万以下	6万円																				
123万以下	3万円																				
<p>㉕ 基 礎</p>	<p>基礎控除額は下表のとおりです。合計所得金額が2,500万円を超えると基礎控除の適用はありません。</p> <table border="1" data-bbox="352 972 1506 1140"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr> <tr><td>2,400万円超2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr> <tr><td>2,450万円超2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr> <tr><td>2,500万円超</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円										
合計所得金額	控除額																				
2,400万円以下	43万円																				
2,400万円超2,450万円以下	29万円																				
2,450万円超2,500万円以下	15万円																				
2,500万円超	0円																				
<p>㉗ 雑 損</p>	<p>あなたやあなたと生計を一にする親族（総所得金額が58万円以下の親族に限る。）が、災害や盗難などにより、住宅、家財、現金などの資産に損害を受けた場合に受けられる控除です。 損害金額－保険金などで補填される金額「A」の金額を基として計算した、次の(1)と(2)のいずれか多い方の金額が控除金額となります。</p> <p>(1) A－(総所得金額等の合計額×10%) (2) Aのうち災害関連支出の金額－5万円</p> <p>※り災証明書、損害状況及び修理後の写真、修繕費等の領収書、被害を受けた家屋等の取得価格の分かる書類（請負契約書等）などが必要になります。</p>																				
<p>㉘ 医 療 費</p>	<p>あなたや生計を一にする親族のために一定額以上の医療費を支払った場合の控除です。医療費の領収書を事前に集計し作成した「医療費控除の明細書」を添付してください。</p>																				
<p>セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)</p>	<p>あなたが健康の保持増進や疾病の予防への一定の取組を行っていて、自己または生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等を1万2千円以上購入した場合の控除です。事前に作成した「セルフメディケーション税制の明細書」を添付してください。「取組を明らかにする書類」は添付不要になりましたが、市の会場で申告書を作成する場合には、忘れずにお持ちください。 セルフメディケーション税制を選択する場合は医療費控除欄の区分に「1」と記入してください。</p>																				

#### 4. 所得から差し引かれる金額

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項で求めた控除額を㉓から㉘に記入してください。

#### 5. 寄附金税額控除に関する事項

都道府県・市区町村又は群馬県共同募金会・日本赤十字社群馬県支部に対して、又は群馬県・みどり市の条例で指定された団体に2千円を超える寄附金を支出した場合はそれぞれの欄に金額を記入してください。

※提出書類については、自治体が発行した「寄附金の受領書」または、ふるさと納税サイトが発行する「寄附金控除に関する証明書」を添付してください。

※ふるさと納税を行った自治体が6カ所以上の場合、ワンストップ特例は適用されず、確定申告が必要となります。

## 6. 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税・森林環境税の納税方法

上記の所得がある人は、給与から合わせて差引(給与特徴)するか、自分で納付(普通徴収)するかを□にチェックしてください。

### ◆ 裏面の記載方法

**7. 給与(日給)等所得者の収入状況** 源泉徴収票のない人、日給で働いている人は記入してください。

**8. 事業所得** 営業・農業等の所得のある人は、次の説明を参考に記入してください。書ききれない場合は、收支内訳書を税務課で配布していますのでそちらへ記入し、申告書と一緒に提出してください。

#### ◎売上(収入金額)

項目	内 容
売上金額	昨年中の売上(収入)や報酬等を売上帳・売掛帳・レシート等から計算し、未収分も含めて記入します。
自家消費	商品などを家事のために消費した場合には、通常の販売価格を記入します。
雑収入	リベート収入や空箱などの売却代金を記入します。

#### ◎必要経費

項目	内 容
給料賃金	従業員の給料、賃金、手当、賞与及び賄い費、現物給与、青色専従者への給与など
外注工賃	外部に加工等を注文して支払った加工賃、手間賃
減価償却費	建物、機械、車両等事業用資産(耐用年数一年以上、取得価格10万円以上のもの)の償却費
地代家賃	店舗、工場等を借りている場合の地代、家賃など
利子割引料	事業用借入金の支払利息、受取手形の割引料など
租税公課	事業税、事業用資産の固定資産税、事業用自動車税など
荷造運賃	販売商品や仕入れ商品の荷造りにかかった梱包費用、運送店へ支払った運賃など
水道光熱費	水道、下水道、電気、ガス代など
旅費交通費	商用の電車、バス代等及び宿泊費など
通信費	商用の電話料、切手代、郵便料など
広告宣伝費	新聞、雑誌等への広告料、贈答用タオル、カレンダー、ウチワ等の費用、大売出しの景品など
接待交際費	得意先等の事業上必要がある者に対する接待費用など
損害保険料	店舗、工場等の火災保険料、事業用自動車の損害保険料など
修繕費	建物、備品、機械、車両等の維持修理代など
消耗品費	事務用品、ガソリン代、飲食店の割箸など
福利厚生費	従業員の慰安、医療等のため事業主が支出した費用、健康保険、厚生年金、雇用保険等の保険料で事業主負担分
雑費	事業用の費用で他の経費に当てはまらない経費

**9. 不動産所得** 建物や不動産から生じる所得がある場合種類別に記入してください。

**10. 事業専従者に関する事項** 事業専従者がいる場合、記入してください。

あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、その従事した期間が1年を通じ6ヶ月を超える人に給与を支払った場合、それを必要経費とすることができます。白色申告者の事業専従者控除額はイ又はロのどちらか低い金額です。※事業専従者は配偶者控除・扶養控除を受けることはできません。

イ 配偶者は**86万円**。その他の親族**50万円**。

ロ この控除をする前の事業所得等の金額を専従者の数に1を足した数で割った金額

**11. 事業税に関する事項** 次の2つに当てはまる個人が記入してください。

①群馬県内に事務所又は事業所を持っていること。②事業を行っていること。

#### 12. 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

資産(機械、船舶、車両など)の譲渡収入や生命保険、損害保険等の一時金及び満期返戻金、賞金、懸賞当選金、競輪、競馬等の払戻金等、一時的な収入があった場合記入してください。特別控除は**50万円**です。

#### 13. 雑所得(公的年金以外)に関する事項

雑所得(個人年金や、内職や事業所得とされない原稿料、印税、講演料など、他の所得に当てはまらない所得)がある場合に記入してください。

#### 14. 別居の扶養親族に関する事項

令和7年12月31日現在で扶養している親族又は事業専従者で別居している人がいる場合に記入してください。

また、令和6年度(令和5年分)から日本国外に在住する30歳~69歳の親族は原則、扶養控除の対象から除外されました。

ただし、配偶者並びに下記に該当する場合は控除の対象となりますので、該当する□にチェックを入れてください。

- ①留学により日本国外に住所及び居所を有しなかった者
- ②障害者
- ③扶養控除を受ける申請者から、生活費または養育費に充てる支払を年間38万円以上受けている者

#### **15. 配当に関する事項**

収入金額を合計して申告書表面のオに、所得金額を⑤に記入してください。

#### **16. 所得金額調整控除に関する事項**

給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合は記入してください。

- ア. 本人が特別障害者に該当する。
- イ. 年齢23歳未満の扶養親族がいる。
- ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる。

#### **17. 令和7年中に収入がなかった人は、次の欄へ記入してください。**

該当する番号に○を付け必要事項を記入してください。

## 市県民税の申告受付会場・日程

時 8:40~16:00 (各会場とも同じ)

笠懸町 笠懸庁舎 2階 第2会議室		大間々町 大間々庁舎 3階 大会議室		東町 東支所 2階 第1会議室	
期日	対象・地域	期日	対象・地域	期日	対象・地域
2/26(木)	笠懸町第1・2区	2/16(月)	大間々町第1~6区	2/12(木)	東町第1・2・5区
27(金)		17(火)		大間々町第7~9区	
3/1(日)	市内全地域	18(水)	大間々町第10~12区		※例年、朝早い時間帯が特に混みます。できる限り他の時間にお越しください。  ※3月1日(日)は、笠懸会場のみで市内全地域が対象となります。平日都合がつかない人はご利用ください。
2(月)	笠懸町第3・4区	19(木)		大間々町第13区	
3(火)		20(金)			
4(水)	笠懸町第5・6区	24(火)	大間々町第14~17区		
5(木)		25(水)			
6(金)					
9(月)	笠懸町第7・8区				
10(火)					
11(水)	笠懸町第9区				
12(木)					
13(金)	笠懸町第10区				
16(月)					

### ◆ 次の申告は税務署で申告してください

- ①住宅借入金等特別控除を受ける人 ②青色申告 ③分離課税所得(株・土地・建物・先物取引・上場株式の配当等) ④損益通算 ⑤雑損控除の適用を受ける人 ⑥国外居住者の扶養控除の適用を受ける人 ⑦過年度申告 ⑧準確定申告 ⑨外国税額控除の適用を受ける人 ⑩肉用牛の売却による所得があった人 ⑪山林所得があった人 ⑫繰越控除(純損失・雑損失)の適用を受ける人 ⑬修正申告・更正の請求をする人 ⑭外国為替証拠金取引(FX)による雑所得があった人 ⑮暗号試算の取引による雑所得の申告をする人 ⑯非居住者の国内源泉所得を申告する人 ⑰贈与税・消費税の申告をする人

※ただし記入済みで完成している場合は、市の申告会場で書類を預かることはできません。

市民税・県民税申告のお問い合わせは・・・

**みどり市役所 税務課 市民税係**

〒379-2395 みどり市笠懸町鹿2952番地

電話 0277-76-0964 (税務課直通)

0277-76-2111 (市役所代表)

